

# 学校生活のきまり

旭市立干潟中学校

「本校の目標に照らして、生徒の皆さんが健全で円滑な学校生活を送り、よりよく成長していくために決めました」

## (1) 服装・持ち物について

### 【男子】

- ①頭髪-----前髪が目にかからない、耳にかからない、襟にかからない。  
段差にならない。
- ②制服  
(上 着) 標準マーク付きの学生服で、干潟中学校校章のボタンを付けたもの。  
(ズボン) ノータックで、標準マーク付きのズボン。裾はシングル、ダブルどちらでも可。
- ③ベルト-----黒とする。ベルトの幅が極端でないもの。(布製は不可)
- ④ワイシャツ----白地のスクールワイシャツ (夏服の際、名札をつける)。

### 【女子】

- ①頭髪-----前髪は目にかからない。後ろの髪が制服の襟にかからない。  
後ろの髪が制服の襟にかかる場合は、ゴム (⑤参照) で留める。  
段差にならない。
- ②制服 (上着)、ベスト、ネクタイ、ボタン (共に学校指定のもの)。
- ③スカート丈-----膝が余裕をもって隠れる長さ (長すぎず短すぎない)。
- ④ワイシャツ-----白地のスクールワイシャツ (夏服の際、名札をつける)。
- ⑤髪留め-----黒、紺、こげ茶色とする (ゴムは伸縮性を使用すること)。

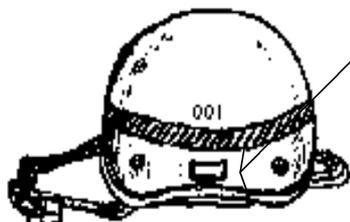
### 【男女共通】

- ①ネームプレート--中学校で事前に注文し、配付は入学後に行う予定。
- ②雨合羽-----学校指定のクリーム色 (安全のため) のもので氏名を記入する。  
雨天時、自転車通学者は合羽を着用すること。
- ③体操服<ジャージ (上下)、体操シャツ (半袖)、クォーターパンツ>  
-----学校指定のもの。
- ④ソックス-----スクールソックス。色は白。ラインなしでワンポイント可とする。  
※ワンポイントの色は、黒・紺・白・グレーのもの。  
ワンポイントは、大きすぎないもの。  
※くるぶし丈は不可。(くるぶしが隠れる長さ)
- ⑤ヘルメット----学校指定のもの (新生は赤色のラインが入ったもの)。  
氏名を記入する。【図 I 参照】  
災害時に使用するため、毎日持参する。(徒歩通学者や雨天時も)  
※中学校で一括注文 (市からの補助金があるため) する。
- ⑥靴-----白地に白ラインの靴とする。靴の内側に必ず氏名を記入する。  
体育の授業に適したものとする。(ランニングシューズタイプの  
もので、スニーカー、バスケットボールシューズ、エナメル、  
底が平らなものなどは不可とする)。

- ⑦上履き-----学校指定のもの。氏名を記入する。【図Ⅱ参照】
- ⑧カバン-----学校指定のもの。氏名を記入する。
- ⑨サブバッグ-----リュックサックを使用する。色は黒か紺でショルダーは不可。  
ロゴは、白色で大きすぎず、華美でないもの。
- ⑩セーター-----スクールセーター（購入は任意）で、寒冷時に使用する。  
 Vネックで、色は黒、紺、グレーのいずれかの無地（ワンポイント可）のもの。カーディガン、綿製品、編み込みのものや制服からはみ出るような大きさのものは不可とする。
- ⑪マフラー、手袋--使用は登下校時のみで、色は華美でないものとする。  
 ネックウォーマー（かぎりの付いているもの、長すぎるものは安全のため不可）
- ⑫ウインドブレーカー--冬季寒冷時の登下校や部活動で使用。（学校指定。購入は任意）
- ⑬防寒用インナー--ローネック、無地とする。色は、黒・紺・グレー・白とする。

服装は、ある程度身体に合ったサイズのものをご購入してください。  
 サイズが大きすぎると生活や運動に支障が生じかねず、事故防止の面からも好ましくありませんので、ご留意願います。

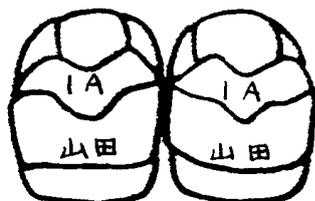
### 図Ⅰ【ヘルメット】



- ・ヘルメットの後ろ中心にステッカーをはる。  
 ステッカーは入学後に配付します。
- ・内側（つばの部分）にクラス・氏名を記入する。  
 【例・・・A 干潟 太郎】  
 （原則として外側の見える部分には氏名を書かない。）

### 図Ⅱ【靴】

#### 【上履き】



- \* 学年はローマ数字
- \* 氏名は横書きで名字のみ  
 （同じ名字のある場合は、  
 名の1文字も入れる）

【下履き】 \* 靴の内側に必ず氏名を記入する。

### 【衣替えについて】

- ① 6月（夏服への衣替え）、11月（冬服への衣替え）。  
※熱中症対策として、スーパークールビズを実施しています。
- ② 衛生面から、ワイシャツの下には、下着（白色、体操服可）を着用する。
- ③ 入学後、夏服の準備をお願いします。

### 【持ち物について】

★スマホ等（情報端末機器）の持ち込みは原則として禁止しています。必要がある場合は、ご相談ください。

また、使用に関するトラブルも増えています。お子さんにスマホ等を持たせるご家庭は、使用に際しての約束を必ず決め、トラブルや犯罪に巻き込まれたり、生活が乱れたりすることのないように見守ってください。

### （2）自転車通学について

自転車通学の希望があり、交通ルールをきちんと守れる生徒には全て許可します

#### <通学用自転車の基準>

通学用の自転車について一番大切なことは、生徒が安全に通学できることです。そのために、以下の基準を満たす自転車を使用してください。

- ① 荷台がついていること。
- ② 鍵がついていること。
- ③ 両立スタンドであること。
- ④ 全自動ライト（点灯虫）があること。
- ⑤ 反射板または、反射テープがついていること。
- ⑥ ベルがあること。
- ⑦ ハンドルのアップ、ドロップは禁止。
- ⑧ 電動サイクルは禁止。

### （3）通学路について

昨今自転車による歩行者への加害事故が報告されています。その際、多額の賠償請求が生じる場合もあるようです。また、千葉県では令和4年7月1日から自転車損害賠償保険への加入が義務化されました。ご家庭で確認をお願いします。

### （4）その他

このきまりは、生徒会活動や学校評価アンケート等で出された意見を踏まえて生徒指導部等で協議し、必要に応じて見直しを行っていきます。